

○警察通信連絡会議設置要綱の制定について

(平成4年2月3日例規第4号／神務発第140号)

改正 平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地一発第1号	平成5年4月1日例規第24号神務発第559号
平成6年3月30日例規第17号神務発第433号	平成7年3月24日例規第8号神務発第452号
平成8年3月19日例規第9号神務発第406号	平成13年6月1日例規第45号神務発第1099号
平成16年6月30日例規第24号神務発第1340号	平成16年9月7日例規第31号神務発第1720号
平成17年3月29日例規第16号神務発第622号	平成19年3月27日例規第11号神務発第603号
平成20年8月29日例規第42号神務発第1649号	平成21年9月15日例規第27号神A発第32号
平成22年3月30日例規第18号神務発第481号	平成23年3月22日例規第9号神務発第370号
平成25年3月29日例規第24号神務発第408号	平成31年3月26日例規第4号神務発第366号
令和7年3月28日例規第11号神務発第410号	

各所属長あて 本部長

近年における社会経済の急激な変化及び科学技術の著しい進展を反映して、警察事象は著しく変化し、警察活動も一段と困難の度を強めてきている。このような状況に的確に対応していくためには、警察活動の科学化を推進することが必要である。

これらの情勢を十分認識し、従来にも増して警察通信の技術力を警察活動の全般にわたり活用していくため、神奈川県警察と関東管区警察局神奈川県情報通信部(以下「情報通信部」という。)のコミュニケーションの一層の円滑化を図り、相互の信頼関係を醸成するなど警察の総合力を発揮するための基盤づくりとして、別添のとおり警察通信連絡会議設置要綱を定め、平成4年2月3日から施行することとしたので、その効果的運営に努められたい。

警察通信連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県警察における警察活動の科学化を推進するため、警察通信の技術力の活用を図り、相互の信頼関係を醸成して警察の総合力を発揮するための基盤を整備することを目的とする。

(設置)

第2条 神奈川県警察本部に、警察通信連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(任務)

第3条 連絡会議は、次の事項について協議・検討するものとする。

- (1) 通信運用に関すること。
- (2) 警察官に対する通信教養に関すること。
- (3) 国費・県費に係る警察通信施設の整備に関すること。
- (4) その他警察通信に関すること。

(構成)

第4条 連絡会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は情報通信部長を、副会長は総務部総務課長をもって充てる。

3 会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部 会計課長 施設課長 装備課長 情報管理課長

(2) 警務部 警務課長 教養課長

(3) 生活安全部 生活安全総務課長 生活経済課長 サイバー犯罪捜査課長

(4) 地域部 地域総務課長 通信指令課長

(5) 刑事部 刑事総務課長 捜査第一課長 機動捜査隊長

(6) 交通部 交通総務課長 交通規制課長 交通捜査課長

(7) 警備部 公安第一課長 公安第二課長 警備課長 危機管理対策課長

(8) 横浜市警察部 副部長

(9) 川崎市警察部 副部長

(10) 相模原市警察部 副部長

(11) 相模方面本部 副本部長

(12) サイバーセキュリティ対策本部 副本部長

(13) 組織犯罪対策本部 組織犯罪対策総務課長 薬物銃器対策課長

(14) 学校 副校長

(15) 情報通信部 通信庶務課長 機動通信課長 通信施設課長 情報技術解析課長
(会議)

第5条 連絡会議は、会長(会長に事故あるときは副会長)が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 会長は、前項の招集にあたっては、第3条の協議・検討事項の内容に関連する会員のみを招集し、又は必要があると認めるときは会員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会長は、連絡会議の開催結果等について、警察本部長に報告するものとする。
(幹事会)

第6条 連絡会議に、連絡会議の任務を効果的に推進するため幹事会を置く。

2 幹事会は、連絡会議に提出する原案及び連絡会議から付託された課題について協議・検討するものとする。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は情報通信部機動通信課長を、副幹事長は地域部通信指令課課長代理及び総務部総務課課長代理(課長事務代理者として指名された者)をもって充てる。

5 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部 総務課課長補佐 会計課課長補佐 施設課課長補佐 装備課課長補佐
情報管理課課長補佐

(2) 警務部 警務課課長補佐 教養課課長補佐

- (3) 生活安全部 生活安全総務課指導官 生活経済課課長補佐 サイバー犯罪捜査課課長補佐
 - (4) 地域部 地域総務課課長補佐 通信指令課課長補佐
 - (5) 刑事部 刑事総務課課長補佐 捜査第一課課長補佐 機動捜査隊広域機動捜査中隊長
 - (6) 交通部 交通総務課課長補佐 交通規制課課長補佐 交通捜査課課長補佐
 - (7) 警備部 公安第一課課長補佐 公安第二課課長補佐 警備課課長補佐 危機管理対策課課長補佐
 - (8) 横浜市警察部 担当補佐官
 - (9) 川崎市警察部 担当補佐官
 - (10) 相模原市警察部 担当補佐官
 - (11) 相模方面本部 担当補佐官
 - (12) サイバーセキュリティ対策本部 担当補佐官
 - (13) 組織犯罪対策本部 組織犯罪対策総務課課長補佐 薬物銃器対策課課長補佐
 - (14) 学校 第一教養部教務課長
 - (15) 情報通信部 通信庶務課課長代理 機動通信課課長代理 通信施設課課長代理 情報技術解析課課長代理
- 6 幹事会は、幹事長(幹事長に事故あるときは副幹事長)が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 7 幹事長は、第2項に規定する任務のほか、通信運用に関することで大規模警備事案又は特殊・重要事案等について、事後、幹事会を開催し、反省検討事項を取まとめ、今後の通信計画の原案作成に役立てるものとする。
- 8 幹事長は、第6項の招集に当たっては、第2項及び前項の協議・検討事項の内容に関連する所属の幹事のみを招集し、又は必要があると認めたときは幹事以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 9 幹事長は、幹事会の開催結果等について、必要の都度連絡会議に報告するものとする。
(庶務)

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、総務部総務課及び情報通信部通信庶務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、会長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成4年2月3日から施行する。

附 則(平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地一発第1号)

附 則(平成5年4月1日例規第24号神務発第559号)

附 則(平成6年3月30日例規第17号神務発第433号)

附 則(平成7年3月24日例規第8号神務発第452号)

附 則(平成8年3月19日例規第9号神務発第406号)

附 則(平成13年6月1日例規第45号神務発第1099号)

附 則(平成16年6月30日例規第24号神務発第1340号)

附 則(平成16年9月7日例規第31号神務発第1720号)

附 則(平成17年3月29日例規第16号神務発第622号)

附 則(平成19年3月27日例規第11号神務発第603号)

附 則(平成20年8月29日例規第42号神務発第1649号)

附 則(平成21年9月15日例規第27号神A発第32号)

附 則(平成22年3月30日例規第18号神務発第481号)

附 則(平成23年3月22日例規第9号神務発第370号)

附 則(平成25年3月29日例規第24号神務発第408号)

附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)

附 則(令和7年3月28日例規第11号神務発第410号)